

ご自由にご覧ください

大橋法律事務所報酬規程

2009年（平成21年） 1月 5日施行
同年 8月27日改訂
2012年（平成24年） 4月23日改訂
2014年（平成26年） 4月 1日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大橋法律事務所に所属する弁護士が、その職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の標準を示すことを目的とする。

(弁護士報酬の種類)

第2条 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料及び日当とする。

2 前項の用語の意義は、次のとおりとする。

法律相談料	依頼者に対して行う（法律相談口頭による鑑定、電話による相談を含む。）の対価をいう。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明の対価をいう。
着手金	事件または法律事務（以下「事件等」という。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいう。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいう。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいう。
日当	弁護士が委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除く。）の対価をいう。

(弁護士報酬の支払時期)

第3条 着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この規程に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受ける。

(事件等の個数等)

第4条 弁護士報酬は 一件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、一件とする。ただし、第三章第一節において、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受ける。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とする。

(弁護士の報酬請求権)

第5条 弁護士は、各依頼者に対し、弁護士報酬を請求することができる。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して一件あたりの執務量

が軽減されるときは、弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することができる。

ア 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
イ 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

3 一件の事件等を複数の弁護士が受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、各弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することができる。

ア 各弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。

イ 複数の弁護士によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

(弁護士の説明義務等)

第6条 弁護士は、依頼者に対し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければならない。

2 弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成するよう努めなければならない。

3 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載する。

4 弁護士は、依頼者から申し出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬説明書を交付しなければならない。ただし、前二項に定める委任契約書を作成した場合は、この限りでない。

(弁護士報酬の減免等)

第7条 依頼者が経済的資力に乏しいときまたは特別の事情があるときは、弁護士は、第3条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更またはこれを減額若しくは免状することができる。

2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通しまたは依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、弁護士は、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、着手金を減額して、報酬金を増額することができる。ただし、着手金及び報酬金の合計額は、第16条の規定により許容される着手金と報酬金の合算額を超えてはならない。

(弁護士報酬の特則による増額)

第8条 依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるときまたは受任後同様の事情が生じた場合において、前条第2項または第2章ないし第4章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができる。

(消費税に相当する額)

第9条 この規定に定める額は、弁護士の役務に対して課せられる消費税の相当する額を含むものとする。

第2章 法律相談料等

(法律相談料)

第10条 法律相談料は、原則として、30分ごとに5400円とする。

第3章 着手金及び報酬金

第1節 民事事件

(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

第11条 本節の着手金及び報酬金については、この規程に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。

(経済的利益—算定可能な場合)

第12条 前条の経済的利益の額は、この規定に特に定めのない限り、次のとおり算定する。

- ア 金銭債権は、債権総額（利息及遅延損害金を含む。）
- イ 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額
- ウ 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
- エ 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額
- オ 所有権は、対象たる物の時価相当額
- カ 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
- キ 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
- ク 地役権は、承役地の時価の二分の一の額
- ケ 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
- コ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、オ、カ、ク及びケに準じた額
- サ 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
- シ 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については、争いの

対象となる財産または持分の額

- ス 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
- セ 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額
- ソ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、アの規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

(経済的利益算定の特則)

- 第13条 前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大ききときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額しなければならない。
- 2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態または依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。
- ア 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
 - イ 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

(経済的利益—算定不能な場合)

- 第14条 第12条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする。
- 2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(民事事件の着手金及び報酬金)

第15条 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判事件及び仲裁事件の着手金及び報酬金は、この規定に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.64%	17.28%
300万円を超え3000万円以下の部分	5.4%	10.8%
3000万円を超え3億円以下の部分	3.24%	6.48%
3億円を超える部分	2.16%	4.32%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額するこ

とができる。

- 3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。
- 4 前3項の着手金は、10万8000円を最低額とする。ただし、経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、事情により10万8000円以下に減額することができる。

(調停事件及び示談交渉事件)

第16条 調停事件及び示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金及び報酬金は、この規定に特に定めのない限り、それぞれ前条第1項及び第2項の各規定を準用する。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができる。

- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この規定に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項または第20条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。
- 3 示談交渉事件または調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この規定に特に定めのない限り、前条第1項及び第2項の各規定により算定された額の2分の1とする。
- 4 前3項の着手金は、10万8000円を最低額とする。ただし、経済的利益の額が125万円未満の事件の着手金は、事情により10万8000円以下に減額することができる。

(離婚事件)

第17条 離婚事件の着手金及び報酬金、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚調停事件または離婚交渉事件	それぞれ21万6000円以上43万2000円以下
離婚訴訟事件	それぞれ32万4000円以上54万円以下

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金の額の2分の1とする。
- 4 前3項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第15条または第16条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。
- 5 前4項の規定にかかわらず弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及

び報酬金の額を依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(境界に関する事件)

第18条 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金、次のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

着手金及び報酬金	それぞれ32万4000円以上 64万8000円以下
----------	------------------------------

- 2 前項の着手金及び報酬金は、第15条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定による。
- 3 境界に関する調定事件及び示談交渉事件の着手金及び報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額または前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することができる。
- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額または第2項の規定により算定された額のそれぞれ2分の1とする。
- 5 境界に関する調停事件または示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額または第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とする。
- 6 前5項の規定にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(保全命令申立事件等)

第19条 仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第15条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。

- 2 前項の事件が重大または複雑であるときは、第15条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることができる。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第15条の規定に準じて報酬金を受けることができる。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大または複雑なときに限り。保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件

と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。

- 6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、10万8000円を最低額とする。

(民事執行事件等)

- 第20条 民事執行事件の着手金は、第15条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬は第15条の規定により算定された額の4分の1とする。
 - 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができる。ただし、着手金は第16条の規定により算定された額の3分の1とする。
 - 4 執行停止事件の着手金は、第15条の規定により算定された額の3分の1とする。ただし本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
 - 5 前項の事件が重大または複雑なときは、第15条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができる。
 - 6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、5万4000円を最低限とする。

(医療過誤事件の特則)

- 第21条 医療過誤事件の着手金は以下の通り算定する。
- 1 医療事故調査（証拠保全を含む）の着手金は原則として、27万円とする。ただし、依頼者がすでに医療記録を入手している場合には16万2000円から21万6000円の範囲内の金額に減額することができる。
 - 2 医療事故調査事件から引き続き、交渉・訴訟事件を受任する場合には、第15条の規定を適用する。ただし、医療事故調査事件のために、すでに支払われた着手金については、すでに支払い済みと扱う。

(破産事件)

第22条 破産事件の着手金は、資産や負債の額、関係人の数など事件の規模や事件処理に応じて定めるが、原則として次の額とする。ただし、弁護士報酬は、下記着手金に含まれる。

- | | |
|---------------|----------|
| ア 事業者の自己破産事件 | 54万円 |
| イ 非事業者の自己破産事件 | 28万8000円 |
| ウ 法人の自己破産事件 | 54万円以上 |

(民事再生事件)

- 第23条 民事再生事件の着手金は、原則として、次の額とする。
- | | |
|------------------------|----------|
| ア 事業者の民事再生事件 | 108万円 |
| イ 小規模個人再生事件と給与所得者等再生事件 | 32万4000円 |
- 2 小規模個人再生事件と給与所得者等再生事件において、住宅資金貸付債権に関する

る特則の条項を利用する申立をする場合には、特則の難易度に応じて、前項の金額に5万4000円から10万8000円の範囲内の金額を加えたものを、着手金の基準額とする。

(任意整理事件)

第24条 任意整理事件の着手金は、原則として、次の額とする。

ア 事業者の任意整理事件 54万円

イ 非事業者の任意整理事件 債権者1社あたり3万2400円

- 2 債務の減免により終了した場合は減免額を経済的利益とし、過払い金の回収により終了した場合には減免額に回収額を加えた額を経済的利益として、第15条に基づき報酬を算定する。

(行政上の不服申立事件)

第25条 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第15条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金、同条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋または口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用する。

- 2 前項の着手金は、10万8000円を最低額とする。

(任意後見と財産管理・身上監護)

第26条 任意後見または財産管理・身上監護の弁護士報酬は、原則として、次のとおりとする。

ア 依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行うとき
月額5400円から5万4000円の範囲内の額

イ 依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行うとき
月額3万2400円から10万8000円の範囲内の額

ウ 任意後見契約または財産管理・身上監護契約を締結した後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面接するときの手数料

1回あたり5400円から3万2400円の範囲内の額

第二節 刑事事件

(刑事事件の着手金)

第27条 刑事事件の着手金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容	着手金
起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ。） の事案簡明な事件	21万6000円以上 43万2000円以下
起訴前及び起訴後の事件及び再審事件	32万4000円以上
再審請求事件	54万円以上

- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さまたは繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力または時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いが無い情状事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいう。

(刑事事件の報酬金)

第28条 刑事事件の報酬金は、次表のとおりとする。

刑事事件の内容		結果	報酬金
事案簡明な事件起訴前	起訴前	不起訴	21万6000円以上 43万2000円以下
		略式命令	前段の額を超えない額
	起訴後	刑の執行猶予	21万6000円以上 43万2000円以下
		求刑された刑が減輕減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の事件	起訴前	不起訴	32万4000円以上
		求略式命令	32万4000円以上
	起訴後 (再審事件を含む。)	無罪	54万円以上
		刑の執行猶予	32万4000円以上
		求刑された刑が輕減された場合	輕減の程度による相当な額
		検察官上訴が棄却された場合	32万4000円以上
再審請求事件		54万円以上	

- 2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいう。

(刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等)

第29条 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、第27条に定める着手金を受けることができる。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の二分の一とする。

- 2 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件受任するときは、第27条及び第28条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

(検察官の上訴取り下げ等)

第30条 検察官の上訴の取り下げまたは免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第28条の規定を準用する。

(保釈等)

第31条 保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件または被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができる。

(告訴、告発等)

第32条 告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続きの着手金は、1件につき10万8000円以上とし、報酬金は、依頼者との、協議により受けることができる。

第三節 少年事件

(少年事件の着手金及び報酬金)

第33条 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ）の着手金は、次表のとおりとする。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前及び送致前及び送致後	21万6000円以上 43万2000円以下
抗告、再抗告及び保護処分を取り消し	21万6000円以上 43万2000円以下

2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとする。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく審判不開始または不処分	32万4000円以上
その他	21万6000円以上54万円以下

3 弁護士は着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致以前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。

(少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合)

第34条 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第4条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても一件の事件とみなす。

2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができる。

3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

4 少年事件が刑事事件相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本章第2節の規定による。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受任済み

の少年事件の着手金の額範囲内で減額することができる。

第4章 手数料

(手数料)

第35条 手数料は、この規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定する。なお、経済的利益の額の算定については、第12条ないし第14条の規定を準用する。

1 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。）	基本	21万6000円に第15条第1項の着手金の規定により算定された額の10.8%を加算した額
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額

2 裁判外の手数料

項目	分類	手数料	
法律関係調査（事実関係調査を含む。）	基本	5万4000円以上10万8000円以下	
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの	5万4000円以上10万8000円以下
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	10万8000円以上32万4000円以下

		経済的利益の額が1億円以上のもの	32万4000円以上
	非定額	基本	300万円以下の部分 10万8000円 300万円を越え3000万円以下の部分 1.08% 3000万円を越え3億円以下の部分 0.324% 3億円を越える部分 0.108%
		特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
		公正証書にする場合	上記手数料に3万2400円を加算する。
内容証明書郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	2万1600円
		特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	3万2400円以上5万4000円以下
		特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
遺言書作成	定型		10万8000円以上21万6000円以下
	非定型	基本	300万円以下の部分 21万6000万円 300万円を越え3000万円以下の部分 1.08% 3000万円を越え3億円以下の部分 0.324% 3億円を越える部分 0.108%

	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合	上の手数料に3万2400円を加算する。
遺言執行	基本	300万円以下の部分 32万4000円
		300万円を超え3000万円以下の部分 2.16%
		3000万円を超え3億円以下の部分 1.08%
		3億円を超える部分 0.54%
	特に複雑または特殊な事情がある場合	弁護士と受遺者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続きを要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに要する弁護士報酬を請求することができる。

第五章 時間制

(時間制)

第36条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第4章及び第6章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができる。

- 2 前項の単価は、1時間ごとに1万800円以上とする。
- 3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮する。
- 4 弁護士は、時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

第六章 日当

(日当)

第37条 日当は、次表のとおりとする。

半日（往復2時間を越え4時間まで）	3万2400円以上5万4000円以下
1日（往復4時間を越える場合）	5万4000円以上10万8000円以下

- 2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者との協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができる。
- 3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができる。

第七章 実費等

(実費等の負担)

第38条 弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写

代、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他の委任事務処理に要する実費等の負担を求めることができる。

- 2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができる。
- 3 交通費の目安については添付の別紙参照のこと。

第八章 委任契約の清算

(委任契約の中途終了)

第39条 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、または弁護士報酬の全部若しくは一部を請求する。

- 2 前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還しなければならない。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部または一部を返還しないことができる。
- 3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができる。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その部分については請求することができない。

(事件等処理の中止等)

第40条 依頼者が着手金、手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は事件等に着手せずまたはその処理を中止することができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければならない。

(弁護士報酬の相殺等)

第41条 依頼者が弁護士報酬または立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺または事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができる。

- 2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければならない。

附則

- 1 この規程は、2014年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に処理中の事件の弁護報酬については、なお、従前の例による。